

●香川県警察本部告示第8号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月30日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第7条、第10条関係)				別表第1(第7条、第10条関係)			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1~25 略				1~25 略			
25の2 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)	第6条第1項	略		25の2 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)	第6条	略	
	略				略		
	第11条第1項	略			第11条	略	
26~36 略				26~36 略			

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。